

# 風水害への備えはできていますか？

▼問合せ 危機管理グループ ☎079 (435) 0991

風水害は、事前に情報を収集し、早めの避難を行うことが非常に重要になります。播磨町では、お手持ちの携帯電話・スマートフォンへの情報伝達手段が多数ありますので、「活用」ください。

## ●防災安心ネットはりま

携帯電話やパソコンのメールアドレスを登録すると、災害時や地域の不審者情報などの緊急情報をいち早くメールでお届けします。

また、平常時には、防災情報や休日の救急当直医の情報を確認することができます。



▲防災ネットはりま QRコード

## ●播磨町防災情報テレホンサービス

防災行政無線で放送した内容が聞き取りにくかった、聞こえなかったというとき、防災行政無線で放送した内容を、電話で聞き返すことができる「播磨町防災情報テレホンサービス」を行います。

☎0180(997)1331



## ●Yahoo!防災速報

お手持ちのスマートフォンにアプリをインストールして、播磨町の情報を受信する設定にすると、Yahoo!や町から災害情報をポップアップ通知で表示するシステムです。

なお、スマートフォンを持っていない人も、携帯電話やパソコンのメールアドレスを登録すれば、同様の情報をメールで受信することができます。



携帯電話、パソコン用 URL <https://emg.yahoo.co.jp/>



※QRコード読取機能がついたカメラ付携帯電話の場合は、コードを接写するだけでアクセスできます。操作方法は、携帯電話の取扱説明書をご覧ください。

# 加古川市消防本部

## 違反対象物の公表制度を開始します

▼問合せ 加古川市消防本部予防課査察指導係 ☎079 (427) 6534

火災予防条例の一部が改正されたことに伴い、消防法令に重大な違反がある建物を公表する「違反対象物の公表制度」が平成30年4月1日から施行されます。

### 目的

重大な消防法令違反がある建物の危険情報をホームページで公表することで、建物を利用する人が、自ら建物の危険情報入手し、その建物の利用について判断できるようにすることを目的としています。

### 公表の対象となる建物

劇場、遊技場、飲食店、百貨店、ホテルなど不特定多数の者が出入りする建物や病院、福祉施設など一人で避難することが難しい人が利用される建物が対象となります。

### 公表の対象となる法令違反の内容

消防用設備などのうち、消防法令に違反して、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備が設置されていない建物。

### 公表の方法

違反対象物は、加古川市ホームページに掲載します。（町ホームページからリンク予定）

### 公表の内容

- ・建物の名称
- 【例】〇〇ビル
- ・所在地
- 【例】加古川市〇〇町〇丁目〇番地
- ・消防法令違反の内容
- 【例】自動火災報知設備未設置

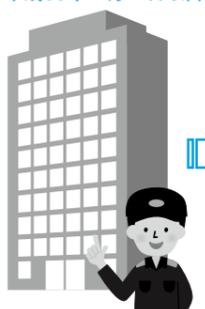
公表  
(ホームページ)

### 法令違反

- 立入検査結果通知書
- ・屋内消火栓設備未設置
  - ・スプリンクラー設備未設置
  - ・自動火災報知設備未設置

通知(通知書交付)

立入検査の実施  
平成30年4月1日以降



上記いずれかの設備が設置されていない場合、公表の対象になります

# 認知症になっても安心して暮らせるまちを目指して

認知症の人は、環境の変化に戸惑いやすいため、住み慣れた家庭や地域での介護など、従来の生活環境を継続することが大切です。家族や周りの人が認知症という病気への理解を深めていけば、介護や生活上の支障を軽減することができます。

## 〜ひとりで抱えこまず、まず相談を〜

### 高齢者の総合相談

播磨町地域包括支援センター(認知症相談センター)  
☎079 (435) 1841

※認知症地域支援推進員が対応します。

### 地域ふれあい介護相談

町内の身近な介護施設の専門職員が対応します。

○小規模多機能型居宅介護事業所  
みなの家  
☎079 (437) 1002

○グループホーム CHIAKほおずき  
☎078 (949) 1566

○グループホーム あつぎる播磨  
☎078 (944) 1799

## 〜認知症の方や家族の安心のために〜

### 播磨町認知症高齢者等の見守り・SOSネットワーク

認知症などの病気により、行方不明になる可能性のある人などを、関係機関やネットワーク協力事業所と連携し、行方不明になった場合に速やかに発見

するために、事前登録を勧めています。ご希望により、認知症地域支援推進員(専門職)が、一人ひとりの状況に応じた地域での見守り方法を支援することもできます。

### ▼事前登録申請先・問合せ

福祉グループ  
☎079 (435) 2361

### あんしんキーホルダー登録事業

ひとりでの外出に不安がある方の外出時の安心・安全のため、登録番号の入った「あんしんキーホルダー」を交付しています。キーホルダーとシールを持ち歩いていただくことで、外出中の緊急時に、ご本人の身元が確認でき、迅速にご家族の方へ連絡を行うことができます。

▲あんしんキーホルダーや、シールを貼り付けた物を持っている人が困っていたら「もしもの時の連絡先」にご連絡をお願いします

▼申込み・問合せ  
福祉グループ  
☎079 (435) 2361



# 介護保険料の減免制度のお知らせ

▶問合せ 保険年金グループ ☎079 (435) 2582

平成29年度の介護保険料は、6月に決定して通知させていただきます。減免制度(下表)もありますので、該当する人は申請してください。

減免対象者	減免額					
① 本人または生計を維持している人が火災などで住宅や財産に2分の1以上の損害を受けた人 第2段階～第11段階で以下のいずれかに当てはまる人	保険料の全額					
② 生計を維持している人が死亡や長期入院で所得が2分の1以下になった人	今の保険料と減少した所得を基に計算した保険料との差額					
③ 生計を維持している人が事業の廃止や失業で所得が2分の1以下になった人						
④ 生計を維持している人が不作為や不漁で所得が2分の1以下になった人						
⑤ 第1段階(生活保護受給者を除く)で以下の全てに当てはまる人 (ア) 世帯全員の前年もしくは今後1年間の収入金額が次の金額以下であること		保険料の2分の1				
<table border="1"> <tr> <td>単身世帯</td> <td>60万円</td> </tr> <tr> <td>2人世帯</td> <td>60万円</td> </tr> <tr> <td>3人以上の世帯</td> <td>60万円 + 17.5万円 × (世帯の人数 - 2)</td> </tr> </table> (イ) 資産などを活用してもなお生活が困窮していること (ウ) 市町村住民税が課税されている人と生計が同一でないまたはその人に扶養されていないこと	単身世帯		60万円	2人世帯	60万円	3人以上の世帯
単身世帯	60万円					
2人世帯	60万円					
3人以上の世帯	60万円 + 17.5万円 × (世帯の人数 - 2)					
⑥ 第2段階で以下の全てに当てはまる人 (ア) 世帯全員の前年もしくは今後1年間の収入金額が次の金額以下であること	第1段階と第2段階保険料との差額					
<table border="1"> <tr> <td>単身世帯</td> <td>120万円</td> </tr> <tr> <td>2人世帯</td> <td>120万円</td> </tr> <tr> <td>3人以上の世帯</td> <td>120万円 + 35万円 × (世帯の人数 - 2)</td> </tr> </table> 上記⑤の(イ)(ウ)に同じ		単身世帯	120万円	2人世帯	120万円	3人以上の世帯
単身世帯	120万円					
2人世帯	120万円					
3人以上の世帯	120万円 + 35万円 × (世帯の人数 - 2)					
⑦ 第2段階で外国籍高齢者等福祉給付金を受給している人	第1段階と第2段階保険料との差額					
⑧ 刑事施設に1ヵ月を超えて入所している人	入所月から退所月の前月までの期間の保険料					

※減免の対象となるのは、申請された年度の納期限の到来していない納期分の保険料です。